

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月6日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県坂井市三国町米納津49字111-1

氏名 福井山田化学工業株式会社
代表取締役
佐々木 大輔

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-82-6000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 福井山田化学工業株式会社

事業場の所在地 福井県坂井市三国町米納津49字111-1

計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 E16(化学工業)

②事業の規模 30億

③従業員数 90人

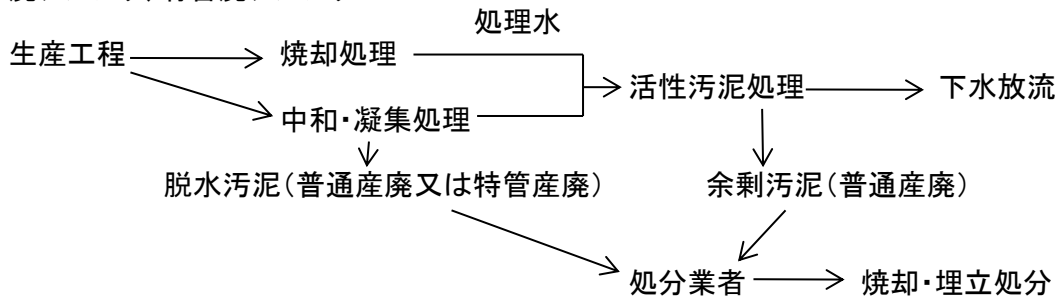
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙0のとおり

(日本工業規格 A列4番)

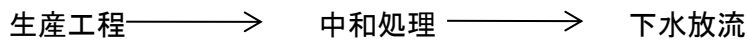
別紙0

④ 特別産業廃棄物の一連の処理の工程

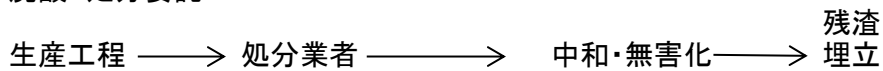
- ・ 廃アルカリ、有害廃アルカリ



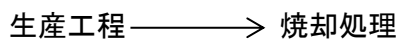
- ・ 廃酸 自社処理



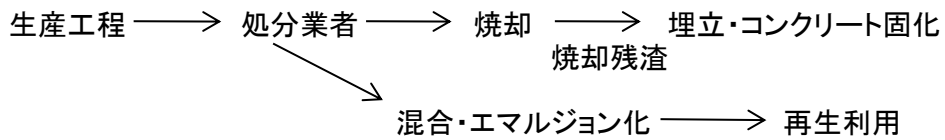
- ・ 廃酸 処分委託



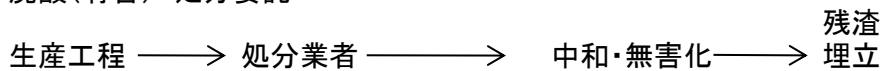
- ・ 引火性廃油 自社処理



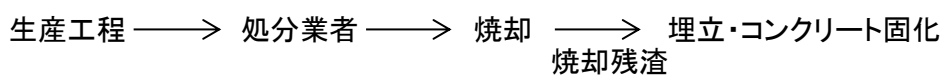
- ・ 引火性廃油 処分委託



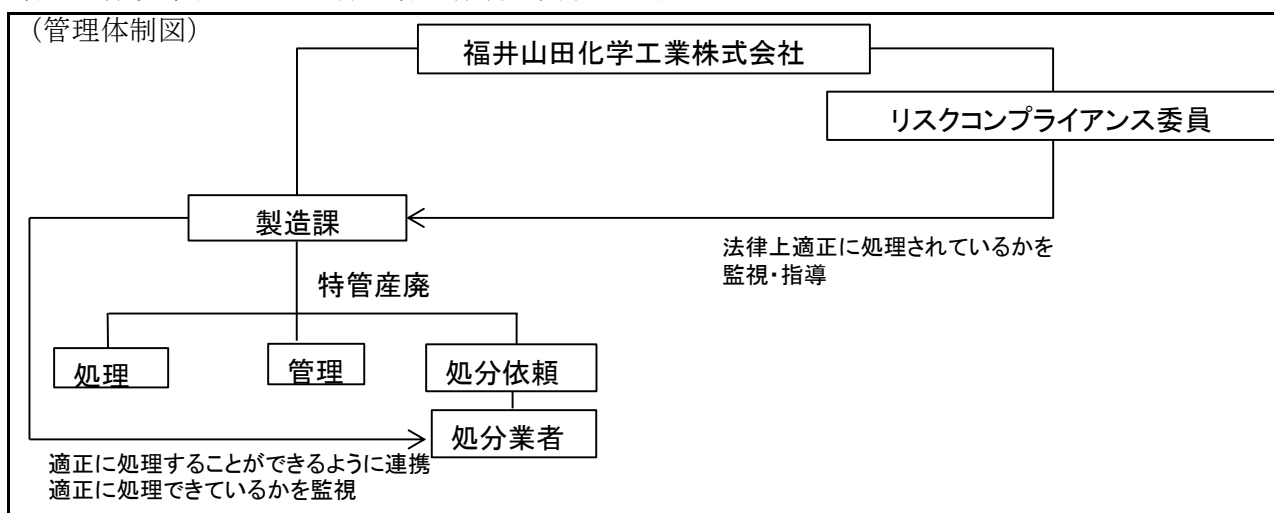
- ・ 廃酸(有害) 処分委託



- ・ 引火性廃油(有害)・廃油(有害)・有害汚泥 処分委託



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



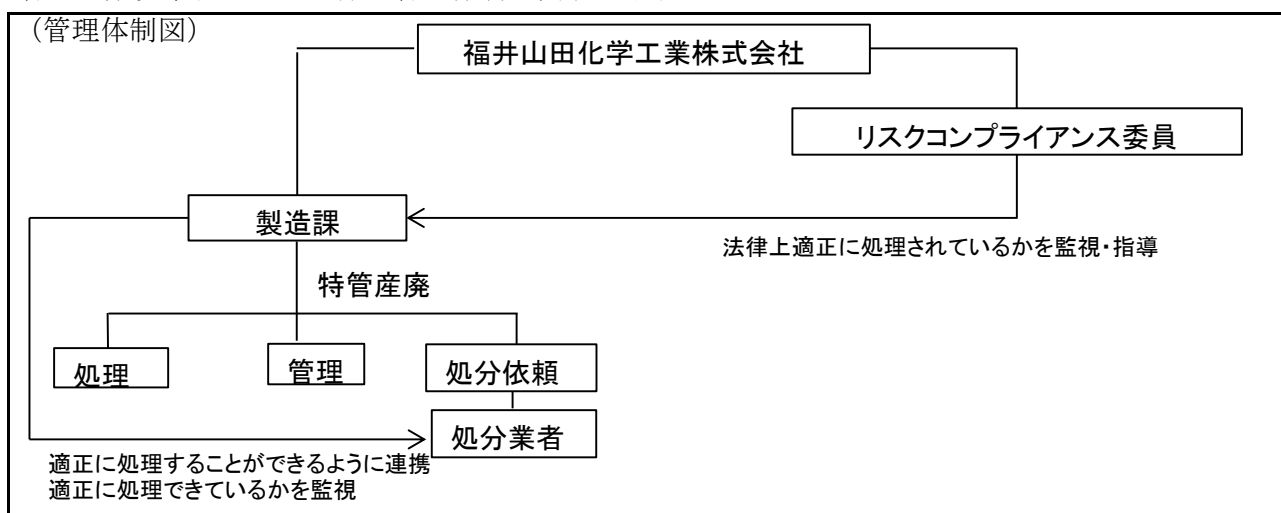
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1、2、3、4のとおり	
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1、2、3、4のとおり	
	排出量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙1、2、3、4のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙1、2、3、4のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



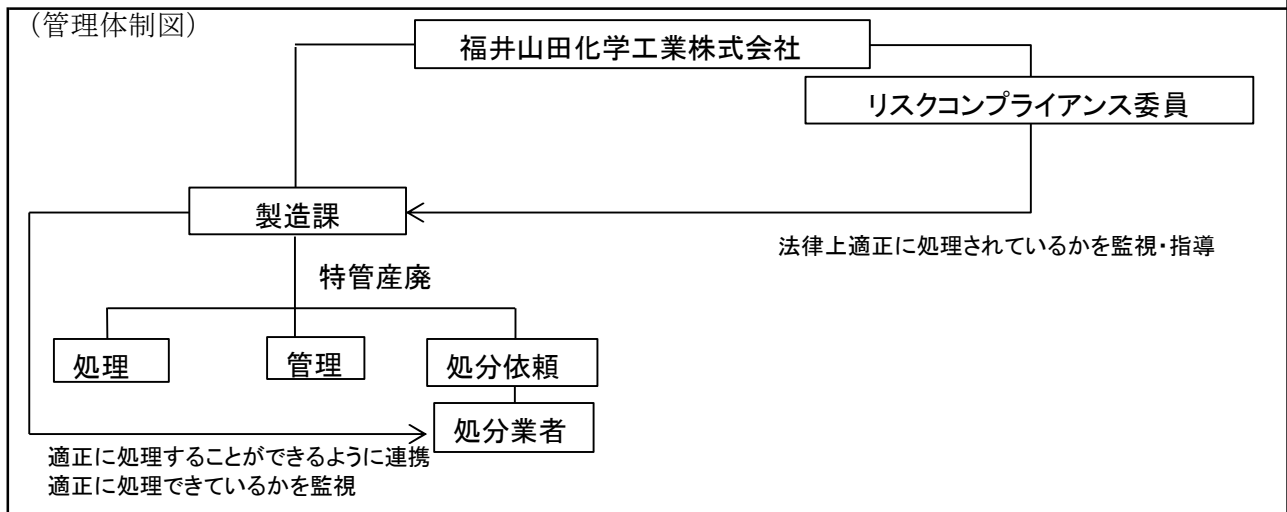
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃アルカリ	廃酸
	排出量	269 t	1931 t
	(これまでに実施した取組) 有害廃アルカリ ・排出工程の見直し(余分な水分を除去する等)による廃水量抑制 ・有害物質の代替化による廃水中の有害物質削減 廃酸 ・再利用の推進 ・中和処理		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃アルカリ	廃酸
	排出量	100 t	2000 t
	(今後実施する予定の取組) 有害廃アルカリ ・生産工程の見直しを実施し、廃水排出量の抑制を検討 ・有害物質の代替化による廃水中の有害物質削減 廃酸 ・生産工程を見直しを実施し、廃酸の排出量の抑制を検討		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有害廃アルカリ・廃酸 ・排出量の削減(廃水分別強化) ・再利用検討
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有害廃アルカリ・廃酸 ・更なる排出量の削減(廃水分別強化) ・再利用、中和処理

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



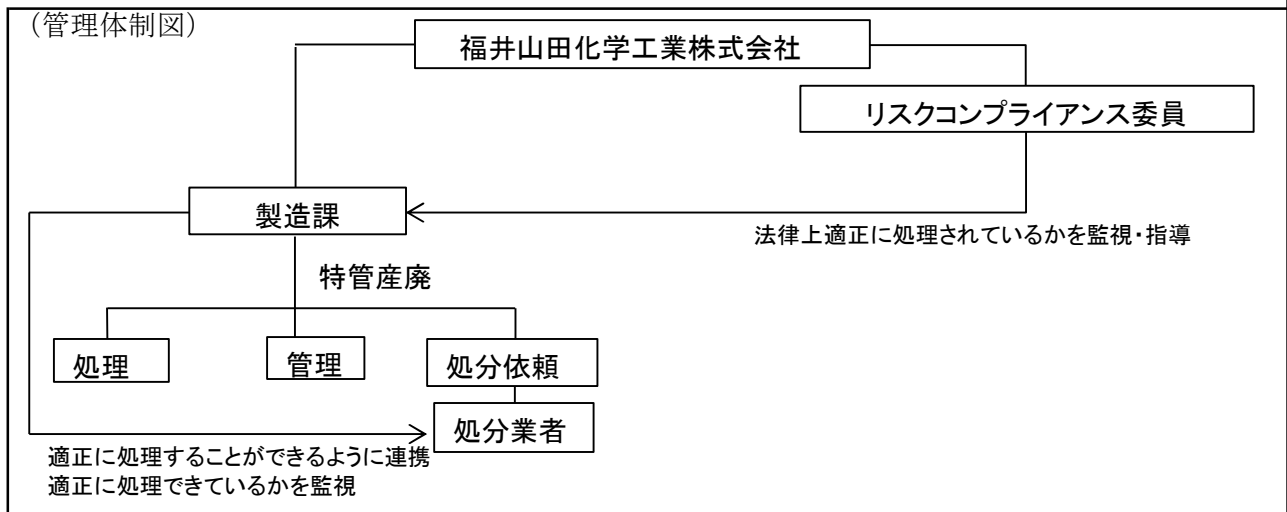
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	有害汚泥
	排出量	4 t	48 t
	（これまでに実施した取組） 引火性廃油（有害）、有害汚泥 ・生産工程改善による有害物質除去、および有害物質使用量削減、 有害物質代替品の検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	有害汚泥
	排出量	0 t	30 t
	（今後実施する予定の取組） 引火性廃油（有害）、有害汚泥 ・有害物質の代替化		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油（有害）・有害汚泥 ・有害物質を見極めて処理方法の改善
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油（有害）・有害汚泥 ・生産工程を見直しを実施し引火性廃油（有害）及び有害汚泥の排出量を抑制を検討

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



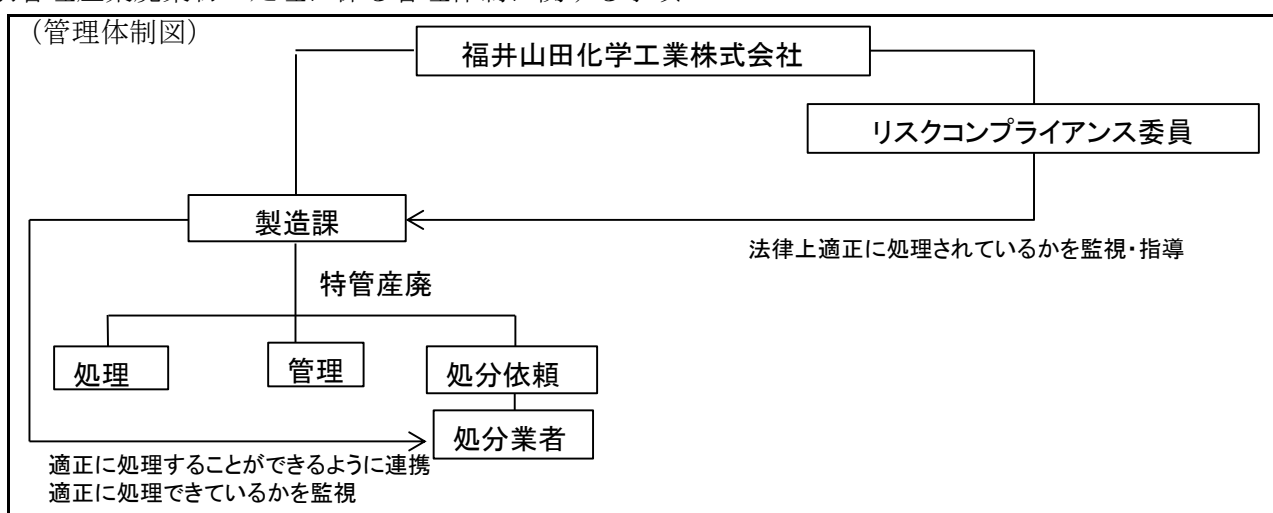
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（有害）
	排出量	1771 t	3.3 t
	（これまでに実施した取組） 廃アルカリ・廃油（有害） 生産工程の見直しを実施し廃水排出量削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（有害）
	排出量	2000 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 廃アルカリ、廃油（有害） 更に生産工程の見直しを実施し廃水排出量削減検討 前年度より生産量が増加するため廃棄物量が増加します		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃アルカリ、廃油（有害） 生産工程の見直しを実施し、排出量削減
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃アルカリ、廃油（有害） 生産工程の見直しを実施し、廃アルカリ及び廃油（有害）抑制を検討

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	—
	排出量	129 t	— t
	（これまでに実施した取組） 引火性廃油 ・ 固液分離（分別）による再生燃料化検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	—
	排出量	120 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 引火性廃油 ・ 固液分離（分別）による再生燃料化 ・ 蒸留再生による再使用化検討 前年度より生産量が増加するため廃棄物量を増加します		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油 固液分離（分別）による再生燃料化
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油 蒸留再生による再使用・有価物化検討

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5、6のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5、6のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃アルカリ	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	1123 t
(これまでに実施した取組)			
有害廃アルカリ・廃酸			
・処理設備の適正運転を強化することにより、各廃棄物の処理滞留時間等を削減する			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃アルカリ	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	1200 t
(今後実施する予定の取組)			
有害廃アルカリ			
・有害物質を見極めて処理方法の改善			
廃酸			
・処理設備の適正運転を強化することにより、各廃棄物の処理滞留時間等を削減する			
前年度より生産量が増加するため廃棄物量を増加します			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	1752 t	— t
(これまでに実施した取組)			
処理設備の適正運転を強化することにより、各廃棄物の処理滞留時間等を削減する			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	1700 t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・処理設備の適正運転を強化することにより、各廃棄物の処理滞留時間等を削減する 前年度より生産量が増加するため廃棄物量を増加します			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙7、8、9のとおり	
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	引火性廃油
	全処理委託量	19 t	129 t
	優良認定処理業者への処理委託量	19 t	129 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
廃アルカリ ・生産工程の見直しを実施し廃水排出量削減 引火性廃油 ・蒸留再生による再使用化検討			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	引火性廃油（有害）
	全処理委託量	48 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	48 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 有害汚泥・引火性廃油（有害） 生産工程改善による有害物質除去および有害物質使用量削減 有害物質の代替化			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	廃酸
	全処理委託量	0 t	808 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	808 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 廃油（有害） 一次処理強化による排出量削減 引火性廃油 固液分離（分別）による再生燃料化検討			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙10、11、12のとおり	
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別産業廃棄物	4155.3 t	
	排 出 量		
	(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		
(今後実施する予定の取組) 各部署との共有。			
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	引火性廃油
	全処理委託量	100 t	120 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	100 t	120 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
廃アルカリ ・生産工程の見直しによる排出量削減 引火性廃油 ・固液分離（分別）による再生燃料化検討			
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	引火性廃油（有害）
	全処理委託量	30 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	30 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 有害汚泥、引火性廃油（有害） 有害物質の代替化による廃棄物中の有害物質削減			
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	廃酸
	全処理委託量	0 t	1000 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	1000 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 廃油（有害） 一次処理強化による排出量削減 廃酸 ・ 再利用により排出量削減		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。